

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、予算の範囲内において岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理する浄化槽であって、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもので市長が認めるものをいう。
- (4) 補助対象浄化槽 合併処理浄化槽のうち、次の各号のいずれにも適合するもので市長が認めるものをいう。
 - ア 次のいずれかに該当すること（高度処理型浄化槽）。
 - ① 放流水の総窒素濃度が20 mg/ℓ（日間平均値）以下又は総磷濃度が1 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。
 - ② 放流水の総窒素濃度が20 mg/ℓ（日間平均値）以下及び総磷濃度が1 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。
 - イ 浄化槽の消費電力が別表第1に定めるとおりであること（環境配慮型浄化槽）。

- (5) 建替 既存住宅を取り壊し、新たに住宅を建築することをいう。
- (6) 増築 既存住宅に付けて住宅を建築すること又は既存住宅の敷地内に別棟で住宅を建築することをいう。
- (7) 自主的 建替、増築を伴わず既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から補助対象浄化槽へ転換することをいう。
- (8) 転換設置整備 主に居住の用に供する建物に使用していた既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から、自主的に、若しくは建替又は増築に伴い補助対象浄化槽へ転換することをいう。
- (9) 雨水貯留槽への転用 転換設置整備により不要となる単独処理浄化槽を改造し、雨どいから雨水を流入させ貯留できるように転用するもので市長が定める基準を満たすものをいう。
- (10) 撤去 補助対象浄化槽を設置する目的のために、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去するものをいう。
- (11) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管に関する工事をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、転換設置整備を実施するものとする。なお、転換設置整備に合わせて雨水貯留槽への転用又は撤去を行う場合にあつては対象事業に含めるものとする。

- 2 転換設置整備における自主的の場合に限り、宅内配管工事を対象事業に含むものとする。

(補助対象区域)

第5条 補助対象区域は、市内全域とする。ただし、次に掲げる区域は補助対象区域から除外する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項により定められた予定処理区域
- (2) 岡崎市農業集落排水事業分担金条例（平成5年岡崎市条例第12号）第3条の規定に基づき市長が公告した排水区域
- (3) その他市長が特に定めた区域

（補助対象者）

第6条 補助金の交付対象者は、補助対象浄化槽を設置する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- (3) 申請日時時点で、撤去又は雨水貯留槽へ転用する単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が設置されている建築物の所在地（以下「設置場所」という。）に住民登録がない者。ただし、申請日時時点で設置場所に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く。
- (4) 市税の滞納がある者

（補助額）

第7条 転換設置整備のうち補助対象浄化槽の設置に要する補助額は、設置する浄化槽の人槽区分（建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象算定基準（JIS A 3302-2000）による）により別表第2に定める額を上限とし、補助対象浄化槽の設置に要する費用が補助額を下回る場合はその額とする。雨水貯留槽への転用又は撤去に要する補助額は、別表第3に定める額を上限とし、雨水貯留槽への転用又は撤去に要する費用が補助額を下回る場合はその額とする。宅内配管工事に要する補助額は、別

表第4に定める額を上限とし、宅内配管工事に要する費用が補助額を下回る場合はその額とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請書に岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第9条 交付決定を受けた者が死亡した場合において、交付決定を受けた者の承継人（相続人に限る。）が交付決定の内容で補助金の交付を受ける意思を有するときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。地位を承継しようとするときは、地位承継承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を地位承継申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、当該年度の2月末日までに岡崎市浄化槽転換設置整備事業補助金実績報告書に事務取扱要領に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(工事施工監督)

第11条 浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第4号関係）

消費電力基準

人槽（人）	通常型 （BOD20 mg/ℓ 以下）	BOD10 mg/ℓ 以下	磷除去型
5	39W	53W	83W
7	55W	75W	90W
n（10～）	$n \times 7.5W$	$n \times 10.2W$	$n \times 15.7W$

別表第2（第7条関係）

区分		補助額
設置費	5人槽	360,000円
	7人槽	462,000円
	10人槽以上	585,000円

別表第3（第7条関係）

区分	補助額
既存単独処理浄化槽の撤去費	120,000円
既存くみ取り便槽の撤去費又	90,000円

は雨水貯留槽への転用費	
-------------	--

別表第4（第7条関係）

区分	補助額
宅内配管工事費 （自主的に限る）	300,000 円